

第40回甲府市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和6年11月15日（金） 13時30～

場所：甲府市役所4階 大会議室

〈出席者〉

大塚ゆかり会長 千野由貴子副会長

村山かほる委員 秋山潤委員 吉田栄太郎委員 内藤功洋委員 中村潤委員

津金永二委員 荒川昌浩委員 石井賢治委員 池谷春香委員 渡辺実子委員

浅川和彦委員 越水眞澄委員 岩崎真由美委員 田辺春美委員

飯室正明オブザーバー

〈事務局〉

甲府市役所：田中障がい福祉課長 雨宮課長補佐 橘田課長補佐 根津係長
望月主任 平井主任 木村主事

甲府市障害者基幹相談支援センターりんく：深澤課長補佐 望月相談員

甲府市地域生活支援拠点コーディネート事業らいぶ：廣野コーディネーター

司会：田中障がい福祉課長

議長：大塚ゆかり 会長

【次第】

1 会長あいさつ

2 議事

（1）専門部会の活動報告について

①地域移行部会

②児童部会

③医療的ケア児の支援部会

④就労支援部会

⑤相談支援部会

⑥権利擁護部会

（2）甲府市障害者基幹相談支援センターりんくから

①事業計画及び中間報告

②地域で課題となっていること

(3) 甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

(4) 令和6年度上半期虐待対応について

(5) 障害者差別解消法の取り組みについて

(6) その他

- ①甲府市地域自立支援協議会の会議録について
- ②県と地域の合同自立支援協議会の開催について
- ③成年後見事例集の配布について
- ④その他

【議事】

(1) 専門部会の活動報告について

事務局

7月に各部会長とそれぞれの部会員を選定し、今年度の取り組みの方向性やスケジュール等について打ち合わせを行った。今年度の各部会の委員については資料を配布させていただいたので、そちらを確認してほしい。8月から10月にかけて第1回目の部会を開催し、その内容をまとめたものがお手元の資料になる。各部会とも新規の部会員がいたことで、今までの経過の共有を行い、今抱えている課題等を出す中で今年度の取り組みの方向性を確認したところである。

①地域移行部会

コロナ禍以降、なかなか活動ができていなかったが、市内精神科病院を訪問して、障壁となっていること等を聞く機会を作ることが、昨年度からの継続となっている。また「にも包括」の協議の場やその在り方について検討している。

②児童部会

昨年度まで行っていた事業所ガイドの更新は、りんくの取り組みとして引き継いでいくことになっている。保護者との意見交換会については、これまでは児童部会で行ってきたが、今年度は報酬改定の中で、児童通所事業所単位の家族支援の一環として行っていくことになっている。

③医療的ケア児の支援部会

医療機関からの退院についての課題整理、家族が必要なサポートを選べる、家族が自分なりの方法で情報に繋がれる、それらをテーマに協議していくことになっている。

④就労支援部会

職員の質の向上、新たに始まる就労選択支援に関する情報共有、優先調達の推進などが今年度の取り組みのテーマとなっている。

⑤相談支援部会

相談支援の質の向上、災害に関する課題の協議が主なテーマとなっている。

⑥権利擁護部会

多くの当事者の方々に参加していただいております、第1回目は日頃の生活で感じていること、日頃の支援で感じていること等について、それぞれの立場から語っていただいた。

議長

資料の中で、質問などはあるか。

委員

地域移行部会に関して伺いたいが、地域移行を進めるためにピアサポートが大事と言われているが、この取り組みはどうなっているのか。

委員

地域移行部会ではピアサポーターの検討までは入っていないが、ピアサポーターは保健所や圏域ごとに動いている。今後、地域移行部会の中で、市内精神科病院の訪問ということで動き出す予定なので、その際にピアサポーターに協力していただける部分があるならば、市内精神科病院のアプローチも検討していきたいと思っている。

委員

先日、部会長たちと話をする機会を持ったが、部会が今年若しくは来年の任期の中で取り組むべきものを皆さんしっかり把握していて、それに向けて部会運営を活発に行っていきたいという意見が部会長たちから聞こえてくる中で、私から部会長のそれぞれの思いや、考えを取りまとめたものを作ってきたので、確認してもらいたい。本日、部会長が出席している部会については、部会長から補足説明をしてもらいたい、私からは、横断的な課題について説明をさせてもらいたい。部会長たちは、障害福祉の分野及び甲府市というエリアで活動している方々なので、重複する課題がいくつか出てきた。

先ほども職員の質の向上ということで、就労支援部会でも話があったが、サービス提供事業所、就労支援、医療的ケア児や児童の現場、病院や相談支援など、どの現場においても、そこに携わる人材の育成、及び人材の質の向上は課題になっている。権利擁護的な取り組みで言うと、昨年度は、そういった垣根を取り、新任の職員向けの研修を権利擁護部会で行った経過がある。人材育成については、新任者に限らず中堅にも向けて、そのサービス提供のプロフェッショナルになるというよりも、障害福祉のプロフェッショナルになるという観点で、私たちはそもそも何のために関わっているのかというような学びをする場をしっかりと保障したいという話が部会長の会議で出ている。

次に防災について、相談支援部会や医療的ケア児の部会でも話が出ていたかと思う。災害は当然どんな状況の方においても、大変な思いをすることは間違いないが、避難する上で配慮が必要な方への個別避難計画を策定するよう国でも言われており、甲府市は県のモデル事業に参画されているので、現場レベルにおいても、興味関心を持ってもらいながら、個別避難計画作成の推進をしていけるような取り組みをしていきたい。

最後に連携強化について、先ほどの地域移行部会でも話したが、にも包括（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場）を活用した官民連携の在り方について、横断的な課題としても検討していければいいと整理させていただいた。

今から部会長それぞれに話をいただきたいと思う。

委員

地域移行部会の会議は一回開いている。その中で見えてきた内容だが、一点は 630 調査、精神科病院への調査のことだが、その調査で数値的な部分が色々出てくるが、高齢者層の退院がなかなか促進されないところがあったので、高齢者分野の連携強化を図っていかねばならないと思う。

二点目に指定一般相談の活性化ということで、指定一般相談の地域移行支援のサービスを利用される方、またはそれを利用せずに地域に退院される方がいる。指定一般相談の地域移行のサービスについて、現状、甲府でも認可をもらっている事業所はあるが、2、3 事業所しか機能していないため、これを活性化する必要がある。また相談支援事業所が増えてきているが、この指定一般相談を行っていない事業所が多数あり、勤務する相談支援専門員は、指定一般相談の流れが掴めていない。手厚い地域移行を支援するために、指定一般相談の活性化を図っていかないといけない。

また精神科病院の訪問について、これまで地域移行部会で行ってきたことだが、これを継続して積み上げていく必要がある。精神科病院ごとに入退院のスタンスが異なるので、ワーカーがどのように考えてどのような課題を持っているのかも踏まえて、継続した訪問を行えればと考えている。

最後に施設入所事業所について、地域移行等意向確認担当者が令和 6 年から配置されており、令和 8 年から配置が義務化される。地域移行は決して精神科病院からだけではないので、施設入所の方たちとの地域移行をどのように考えて、連携していくのか、顔合わせも含めて行っていければと考えている。

部会となると調査研究の部分で言われがちだが、調査が目的になってしまつては迷走する部分があるため、何が目的で調査をするのか、調査の先にどんなアクションが起こせるのか。まずアクションが起こせる部分と、その中で必要な調査があれば行っていくというように、順序立てて、地域移行部会の活動を進めていきたい。

委員

一点目に医療的ケア児とその家族が安心して退院後の生活を迎えるためのサポート体制の検討について、生まれて初めての退院ももちろんだが、医療的ケア児のお子さんは成長に伴って2次障害ということが入退院を繰り返すことが多いので、そのライフステージに応じた退院も含めて考えていきたい。

二点目に医療的ケア児の保育所等の入園希望をかなえるために必要なことを抽出することについて、医療的ケア児の状態は幅広く、一般の保育園に通わせたいという家族のニーズは増えてきている。しかし医療的ケアを保育所等で行うことはまだまだ壁が高いところもあるので、その保育所等の入園を叶えるために必要なことを抽出するということをあげさせていただいた。

上記の2つは以前から部会で取り組んできた課題である。窓口の明確化というところで一旦は収束したが、今年度2回の部会を開催する中で課題が出てきた。窓口の明確化に取り組んできたことで、部会の活動としての前進はあったが、利用者や家族に行き届くようにするために、この取り組みはもう少し深めていかなければならないと感じた。

三点目に当事者や家族のニーズの理解について、これをなくして上記の活動を進めていくことはできないと改めて感じた。部会の中でも、発信力の弱い方々に対してのニーズをどう汲み取っていくかを大事にしなければならないという話が出ている。児童部会の方でも話は出たが、子どもの声や発信力の弱い家族の声を拾う方法を検討していきたいと思う。

事務局

先ほど地域移行部会からも話があったように、部会は調査研究するものと言われているが、実はそうではない。権利擁護部会として、ここ2年は課題整理期間として置き換えて、活動の幅を広めて、普及啓発、ワークショップ、新任研修といったことを行っている。その背景としては、当事者が主体になれない現状がある、障害というところで知らない人が多く、普及啓発ができていないこと、また職員も知らないということもあり、昨年度は普及啓発を目的にシンポジウムを開催し、様々な障害がある方やLGBTQの方に参加してもらった経過がある。個人が持っている障害ではなく、社会が持っている障がいという部分をどう排除していくのか、心と物理的なバリアをどう排除していくのか、そこが軸になるのではないかなと思う。そのために、当事者の思いを事業所に伝える仕組みづくり、当事者の地域生活の楽しさ・生き辛さを一般の方へ伝える仕組みづくり、当事者・地域へ求める「合理的配慮」について検討、これらを取り組みとしてやっていきたい。

事務局

一点目の保育所等訪問支援の普及啓発のための連携について、数年前から話が出ており、保育課や教育委員会などと連携を図りたい旨を部会として提案した際に、当時の市の

担当から、障がい福祉課で動いているので、回答としての動きは待ってほしいと言われた。その後の動きとしてどうなっているのかフィードバックが欲しいということと、更にここから活動をより深めていきたいとのことだった。

二点目の児童発達支援センターを中核にした地域の支援体制の整備について、市内2つの児童発達支援センターとともに、市が主体となり、検討してほしい。また令和7年2月を目指して、甲府市で子ども計画を作成している状況だが、そのことについて、関係各課で共有されているのかということ、また作成委員の中に障害福祉に特化した委員がいない状況で、議事録を確認していくと、幼保こども園の代表の先生が、障がい児を含めて発言をしてくれる状況はあるのだが、私たち障害分野の声は、年明けのパブリックコメントでしか拾い上げられないこと、それらの流れについて戸惑いがある。障がいがあっても、1人の子どもという視点をまず行政の中で、子どもに係わる確保をしっかりと念頭に置いてもらえるかを確認していきたい。それを踏まえて、より市内の連携が図れていけるといいと思う。

三点目の好事例の検討会について、児童部会としてとらえている課題については、強度行動障害児の受け入れ先と事業所の質の向上、学童保育を含む放課後の過ごし方、不登校を含む教育関係との連携など、ライフステージごとに多岐にわたっている。好事例の検討を通じて、課題を見出す運営を今期は目指しているが、整理された事項については、行政とも連携して取り組んでいきたい。

委員

一点目の新たに始まる福祉サービスの情報共有について、既に一般就労と福祉サービスの併用の部分は始まっており、このサービスが始まることで就労への精神的なハードルが低くなること、なかなか就労に踏み込めない方が就労に向けて挑戦してみようと思えるきっかけになるのではないかなと思う。また上手いかなかった時の受皿としてスムーズに切り替えができると思うが、ケースがまだまだ少ないため、これを広める必要がある。また就労選択支援事業が来年度から始まるが、詳細がまだわからない状態ではあること、この事業を使うことで、より適切な支援の方向性が見えるのではないかなと思う。これらの正しい情報を経て皆さんに周知し、制度をうまく活用できる状況が作れればと考えている。

二点目の優先調達推進法の実態把握と工賃向上を目指した制度活用について、私自身を含めて他の事業者が市の取り組みやこの制度についてどれくらい知っているのかを把握し、その上で仕事をもらい、それが利用者の工賃に還元できればいいというところであげさせていただいた。

三点目の事業所の横のつながりを深める場づくりについて、報酬改定がされる中で、事業者のサービスの変更や新たな立ち上げなど色々な動きがあり、また事業所によって、目指す平均工賃や作業の費目、利用者の年齢層など様々な違いがあるが、皆さんの就労につなげたい気持ちや少しでも工賃を安定させたい、還元したいという思いが一致していると

感じた。そのような思いや取り組みを共有する場が欲しいというところと、その横のつながりを定期的に深められるような仕組みづくりを作っていきたいと考えている。

委員

相談支援部会としては、人材育成や防災の点について、横断的な課題の旗振り役として部会運営をしていきたい。部会の開催回数が多い状況で、他の部会長も本業があり忙しい状況だが、相談支援部会で積極的な動きをしていきたい。実際に調査するだけでなく、具体的なアクションも部会で行っていききたいと思っており、それが本会と連動していけるといいと思い提案させていただいた。

議長

各部会からの今後の課題というところを引き受けて具体的な取り組みの話があったが、何か質問等はあるか。

委員

防災の個別避難計画について、県と甲府市が連携してモデル地区を行い、障がい者の支援計画を作ることだが、まず障がい者の名簿を作成し、支援者やどこに避難するかを決め、なおかつ訓練を行う、しかも高齢者から始まり、身体障がい、医療的ケア児、精神障がい者など非常に多岐に渡り、障がい福祉課だけで取り組むのは非常に困難だと思う。防災局や健康増進課などと連携しないとできないことなので、県と打ち合わせをする中で、組織横断的な取り組みをして、計画を遂行していただきたいと思う。

事務局

県でモデル市を決めて、定期的に会議を行う中でということで、今まで全2回の会議の中では、それぞれの市における個別避難計画を含めた対応はどうなっているのかということ、数字上であげる中で、各市ごとにグループ分けをし、そこに県の担当者も参加する中で、協議をしている。現在は、個別避難計画を作成するにはどういった問題を各市で抱えているのか、そういうところをあぶりだし、それについてどういう対応をしていけばいいのか協議をしているところである。その会議については、防災担当が主となり、福祉担当がそれに関わる部局ということで参画している。実態としては以上の内容になる。

事務局

委員がおっしゃるとおり、この問題は障がい福祉分野だけではなく、組織横断的に対応すべきものと捉えているので、庁内では、緊張感を持って動いていきたいと考えている。また動きがあり次第、定期的に本会でご報告できることがあれば、都度、ご報告させていただきたいと思う。またこの課題については、これまでも自立支援協議会で課題提起して

いただいております、私達も充分認識はしているので、今後もしっかりと動いていきたいと思っています。

事務局

今の部会の報告の件で確認をさせていただきたいが、令和6年度から自立支援協議会が、全体会・定例会・専門部会という形から、協議会の委員が部会長に指名されて、各部会が活動をスタートしたという流れになった。委員が20名の中で、運営を2年任期の中で活動をスタートしているところである。事務局としても、今年度から体制が変わったというところで、部会のあり方や運営について、負担がかからないようにするために、どのような活動がいいのかということも、皆さんと検討しながら進めていくことは前提としてある。ただ甲府市地域自立支援協議会の設置要綱には、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うという記載があり、各部会の専門性を活かした課題の明確化に向けた検討というところが大きな役割を担っていただいていると思う。その中で、令和5年度までは部会の皆さんには、検討以上の活動をしてもらい、大変ありがたいと思っている。ただ今年度から協議会の運営の形が変わり、委員も新しくなり、部会長も継続していただいている方もなかにはいるが、部会の活動が皆さんの業務の負担にならないように活動してもらいたいという思いは非常に強くある。その中で、これまで部会員や部会長として活動をしていただいている方々には、今回市の示した方針について、本当に検討だけでいいのか、検討だけでその先ができないのならば、検討する意味がないのではないのかという厳しいご意見もいただいたのも事実である。検討した課題についての取り組みはまた別なのではないかと認識をしているが、その辺をもう一度確認していただければと思う。

委員

部会長はこれをやりたいからといって、それが全部できるわけではないと思うが、当事者の方たちが困っているというマイノリティの課題を、それは地域の課題だと認識したときに、地域としてどうしていくか検討していくことは非常に大きいと思う。例えば移動支援の部分で、県全域でも課題になっていると思うが、障がい者の移動が大変だという場合、これは高齢や生活困窮の場合でも困っている方は大勢いると思う。そのときに横断的な協議を通して、その課題解決を図っていかなければならないということを検討して、それをまた甲府市の庁内で検討していただけるような取り組みのきっかけとなるアクションを起こせたらいいと思う。私達は全ての課題を解決できるわけではないが、当事者の小さな困りごとでも、これは地域の課題だという部分を拾って、皆さんで協議しながら課題解決を図っていければいいかなと思っている。

委員

協議と取り組みの境目は私自身ではよくわからないが、課題を解決するために話し合う

のか、実際アクションするのかの違いかと思う。やって良いこと、悪いことを限定するところではなく、課題解決に向けて必要な取り組みができればいいということで、その手段というのは、状況によって変わってくると思う。普段の業務を外している部分では、負担感はないとは言えないが、それよりも部会長となられている方は、現場で困っていることを何とか解決したいという思いで参加していると思うので、課題が解決できないことの方が参加している目的からすると、心苦しさを感ずるのではないかと思う。

議長

自立支援協議会は基本的に協議をする場ではあるが、その材料はアクションで根拠を出していただかないとできない。各部会の課題で考えていることの根拠をしっかりと示していただきたい。調査や研究は仮説があって初めて調査研究になるので、その仮説を立証するためには、実践するしかない。アンケート調査や住民の方への聞き取りなどを具体的にやっていただく中で、結果が出て、そこからさらに課題を見つけていくことが、調査や研究。先ほど委員がおっしゃったようにアクションを起こすことと協議を切り離して考えることはできないので、部会の方たちはお忙しい中で取り組んでいただくことになるが、根拠をしっかりと出したうえで、協議ができたらと思う。

委員

事務局で部会の負担感を減らそうと配慮してくれているのは重々承知しているが、部会長それぞれから話を聞く中で、これまでの課題や新たに見えてきた課題について、しっかりと考えていかなければいけない。またその解決のために、どうすればいいのか、部会として動いていきたいと考えており、部会の委員だけでなく行政の方との連携も重要になってくると思う。新体制になり、やはり今までの動きを下げるわけにはいかないと思うので、ぜひ皆さんにもご協力をいただき、部会長たちの思いも酌んでいただけたらと思う。

事務局

今、お話を伺う中で部会長たちの熱い思いが伝わってきた。部会長の思いも大事にしながら、部会員の皆様方も同じ思いで、取り組んでいけるような働きかけもしていき、よりよい活動に進めていただけたらと思う。

議長

この専門部会の活動については、今後、部会でもしっかりと活動をしていただき、また提案をして協議という場にしていきたいと思う。

(2) 甲府市障害者基幹相談支援センターりんくから

事務局

今年度、特に力を入れている部分について、説明をさせてもらいたい。

①事業計画及び中間報告

機能の部分について、今年度、特に力を入れているのは、「地域の相談支援体制の強化の取組」になる。これは相談支援の質の向上や、地域課題の解決に向けた取り組みになるかと思う。今年度、基幹相談支援センターの中核的な役割として、明確化された部分でもある。

相談支援の質の向上という点では、3つの方向性が充実することが大事だと考えている。まず1つ目は相談支援の量の部分。これがどのぐらい充足しているかが大事かと思う。サービス利用者数の推移と相談支援専門員の推移について、令和2年から令和5年まで、計画相談が不足した状況の中で、セルフプランが爆発的に増えていった状況があった。それを踏まえて、相談支援部会の方を中心に令和3年度から令和5年度にかけて11事業所を訪問し、そのうち5事業所が解消したという成果の中で、今年の9月末時点のセルフプランが、児童と合わせて62人まで減ってきている。今後も量的な部分では、りんくも必要量を把握しながら、確保に関与していきたい。

2つめは人材育成に関することになる。これについては、りんくの取り組みと主任相談支援専門員との共同による取り組みを行っている。りんくの取り組みとしては、相談支援事業所訪問とグループスーパービジョンというところだが、相談支援事業所の訪問は、毎月、2ヶ所から3ヶ所ずつ訪問をしており、9月末時点で半分の16事業所を訪問している。1年をかけて全事業所を訪問する予定になっている。訪問する中で相談員から聞かれた声や、課題だと思うところをまとめたものが、別紙の資料になる。グループスーパービジョンは以前から連絡会のない時期に実施しているが、相談員同士の水平方向の関係する中で取り組んでいるので、効果が高いと思っている。ただ課題としては、各相談員が1年に1回は自分の関わりを振り返り、点検する機会を持ちたいと思っているが、甲府市は事業所も相談員も多いので、そこをどのようにやっていくのか、その実施体制を工夫していく必要があると思うので、その辺りを検討して、来年度に向けて取り組んでいけるといいと思う。主任相談の方たちとの共同の取り組みとしては、経験の浅い相談支援専門員の実地研修というところで行っている。研修の内容としては、主任相談が実施する支援の場に第三者として同行していただいて、観察を通して自身の支援を振り返り、学びの機会にしていくものになる。対象者と主任とのマッチングについては、りんくが事業所を訪問した際に、相談員から困っていること等を聞く中で、主任とのマッチングを図っているところである。主任の方々も支援に同行していただく前に、関わり方やアセスメントの取り方、会議の進め方などを経験の浅い相談員にレクチャーしたうえで、支援の場に同行してもらっている。ちなみに4月の報酬改定で、主任Ⅰという加算ができたので、こういった取り組みをすることで、主任の加算要件にしている。ここまで相談支援の質の向上に向けて、2つの方向性を説明させてもらったが、どこをどれだけ充実させていくのか、そこに基幹としてどう関与していくのか、そのようなところに取り組んでいる。

あと1つとして、これまで相談支援部会で、当事者や保護者と一緒に取り組んできた部

分になる。先ほど話した取り組みももちろん大事だが、それだけでは十分ではなく、どう厚みを持たしていくか、当事者や保護者の声を聞きながら、質を上げていく取り組みも大事だと思うので、相談支援部会と連動しながらやっていければと思っている。この辺りがりんくが取り組んでいる相談支援の質の向上に向けた方向になる。

もう1つは、地域づくり、地域課題解決への取り組みの説明だが、個別支援と地域支援を連動して両輪でアプローチしていくことが大切と言われており、それをりんくにおいても色々な取り組みをしている。本人の意向を基に個別支援に関わる中で、担当者会議で共有して、チームで関わっていく、その中で課題となっていることや困っていることなどを3ヶ月に1回の相談支援事業者連絡会で共有をし、さらに連絡会の後に行っている主任の会議で整理をしている。もちろん上がってきたものの全てが地域課題ということではなく、相談員の知識不足や経験不足などもあるので、そういったところについては、相談支援事業所学習会といった企画につなげている。今年度も12月の開催に向けて準備を進めている。主任会議で地域の課題として捉えたものを協議会につなげて、解決に向けてどのように取り組むのがいいのか、アイデア等をいただければと思う。今回は、課題をあげさせていただいたので、後程また協議をお願いしたいと考えている。

議長

資料に関しては各委員後でよく目を通していただくとして、次の議題に移りたいと思います。

②地域で課題となっていること

今回、地域で課題となっていることについて3つあげさせていただいた。これらについては、以前から課題として出ているが、相談支援事業所連絡会でも、相談支援専門員から困っているという話が多く出ており、りんくの個別支援においても、この辺りは直面している部分でもある。まずは地域にこのような課題で、当事者の方々が困っているというところを共有しておきたいこと、併せて解決に向けて、何か少しでもアイデアをいただけたらと思い、今回挙げさせていただいた。

一つ目の児童の短期入所についてだが、家族が休息したいが、児童の受け入れ先が見つからないことがあげられる。1人で過ごせるような自立した方や、自分の法人の放課後デイサービスを利用している方などの条件から、中々見つからない状況がある。また子ども保育課が行っている子育て短期支援事業（ショートステイ）もあるが、こちらも中々つながらない状況になっている。

二つ目の強度行動障害のあるケースのGH、短期入所の利用について、児童部会の話の中でもあったと思うが、こちらも受け入れ先の事業所が少ないので、見つからないということがある。

三つ目の同行援護について、定期利用の調整が難しい中で、緊急で使いたい、不定期で

使いたい、長時間利用したいなどの要望が多くあり、そうなると事業所が中々見つからず、結局利用できていないという状況があり、連絡会の中でも多くの相談員から話が出ている。

議長

事業所が増えれば、それに越したことはないが、現実として中々難しいところがあるので、現状を踏まえてこの3つの課題について、皆さんからアイデアや助言などをいただきたい。

事務局

視覚障害者の同行援護を利用したいが、サービス提供事業所のどの事業者も対応できないと言われてしまう現状がある。現在、同行援護従事者研修を受講されている方は300人弱いらっしゃるが、受講されていても引退された方や、ヘルパー事業所に登録されていない方も複数名いらっしゃる状況を受け、中々活かされていない現状もある。また同行援護を行っているヘルパーについては、実際には他の家事援助や身体介護などを主軸に稼働されている方も多い状況がある。同行援護の利用としては、定期的な支援というよりは、必要なとき、イベント、医療機関の受診、市役所への申請等が多い傾向となっている。その中でも医療機関や数日前にわかっているイベントなどにおいては、ヘルパー事業所も比較的調整しやすい状況にあるが、視覚障害者協会等のイベントとなると、利用の希望が集中するので、対応ができないケースもあり、対応ができたとしても、ヘルパーの高齢化により十分なサービス提供ができていないという現状がある。富士東部で同行援護研修の開催依頼が事業所にあり実施したが、実際は5名程度の参加しかいなかったという現状もある。視覚障害者にとって、外出支援は必要不可欠なものであり、同行援護の利用希望は年々増加傾向であるので、ヘルパー事業所への働きかけも必要だと感じている。以上事業所からの情報提供でした。

オブザーバー

他市町でも同じような相談があり、私も一緒に探した経過がある。地域の見守りみたいな形でサポートしていただく方もいらっしゃるなので、地域を教えてもらえれば対応できる可能性がある市があった。また提供している事業者が同行援護ではないが、自費のサービスで対応できるという話もあった。ただ該当地域で提供するのが難しかったため、今回のケースでは結局課題解決にはならなかったが、これを追っていくと、様々な可能性が見えてくると思うので、紹介させていただいた。

委員

同行援護について、先ほど話があったとおり、イベントがあると利用者が集中していま

い、そこでヘルパーを確保するのは大変に感じる。また自立訓練について、このサービスは1年半支給されるが、ペース的には週1回しか利用できなく、他県も同じ状況である。例えばスマートフォンの新しいアプリを覚える際に、週に1回しか練習できないとなると、いったいいつになったら覚えられるのか。同行援護や自立訓練などのサービスは地域で生活していくための権利だと思うので、サービスの調整や支給の仕方を検討していただければと思う。

委員

解決は難しいと思うが、他の都道府県には好事例があると思う。そういうのを一度調べられたらどうか。

また先ほど、誰が活動するかについて、議論があったと思うが、りんく事業所と部会との関係性について伺いたい。部会がこういうことをしたいと話したときに、りんく事業所は活動に協力できないのか。そうすれば、連動して進むような気がするが。

事務局

りんくも各部会の課題に対して一緒に取り組んでおり、どのようなケースがあるのかというところは集約している。決してそれぞれ別々に取り組んでいるわけではないと考えている。

事務局

補足でお伝えさせていただくと部会は部会で、それぞれの専門分野で協議検討してもらっているところだが、各部会の部会長の補佐をすることがりんくの役割として要綱上、位置付けられている。部会で解決できる内容とそうではない内容が協議する中で出てくるとは思うが、そのような内容精査を障がい福祉課も入りながら協議する。りんくで取り組む内容、部会で協議検討を進めていく内容が出てくるとは思うが、色々な課題がある中で役割分担を行い、今後も活動していければと思う。

委員

グループホーム、短期入所の利用についてだが、強度行動障害のあるケースが増えている。待機者について調査はされているのか。また資格の取得に必要な研修を受ける必要があり、なかなか専門性がないと強度行動障害の子どもを預かるのは難しい。しかも今は人手不足の状況であり、保護者も高齢となっているので、将来の不安がとても深いところがある。

続けて児童の短期入所について、利用する2、3ヶ月前に申し込むことになっているのか、通常の短期入所だと手続きはすぐにできるが、児童の場合はすぐに対応できないことが問題だと思う。また、最近報酬改定があり、低いとは言われているが、特にこの短期入

所については、かなり報酬単価が低いのではないかと感じている。課題解決にはつながらないが、保護者の立場から、意見を言わせていただいた。

議長

すぐに課題解決できるという問題ではないが、皆さんからアイデアをいただく中で、少しでも工夫しながら対応できればと思う。強度行動障害について、県でも調査はしていると思ったが。

オブザーバー

県でも、強度行動障害の支援部会というものがあり、現在、各事業所が強度行動障害の方に対し、どんな支給決定を行っているのか、市町村が実際把握している人数、また事業所で受けている人数などをそれぞれ調査している。調査の中で、研修を受けられた方は多くいるが、それに対して実際はどのような受け入れになっているのか照らし合わせている。

委員

強度行動障害について、県においてコンサルティングからの、具体的なアドバイスを受けて、実践研修形式で行っていると聞いているが、今説明があったように、把握している人数と、実際に提供されるサービスがどうなのか、研修を受けたといっても、座学の研修だけでは、実際には動けないと思う。確か、県でもそれを踏まえて、実践場面におけるフォローアップ研修などを検討しているという話もあったので、今後、関わっていく人たちの人材育成もされていくと思う。現実場面で不具合が起きているのであれば、そこへのアプローチも必要なのではないかと思う。ぜひ県の協議会とも連動しながら検討していただきたい。

委員

児童の短期入所についてだが、国立甲府病院機構の方では重症心身障害のお子さんに対しては、短期入所事業を行っている。あけぼの医療福祉センターでも同様に短期入所を実施しており、重症心身障害の短期入所は山梨県内で見ると、人口比的にはかなり手厚いと感じている。ただし、医療的ケア児でも歩行ができてしまうと、そのおさんは受け入れができない。そういったお子さんや知的障害、発達障害のお子さんの短期入所先について、人口比からすると、重症心身障害の方よりも困っている状況があるのではないかと思いますので、児童の短期入所を一括りにしても、お子さんがどのように困っている状態なのかもう少し丁寧に見ていくと、具体的な解決策が見えてくるのではないかと思います。

議長

今のご意見を聞いた中で、皆さんまた持ち帰っていただき、アイデアがある方は、りんくまで連絡してもらいたい。

事務局

一点だけ補足をさせてもらいたい。この地域の課題について行政として、できる限り支援をしたいと思っている。方向性が若干違うが、ハード面の整備ということで、例えば、強度行動障害の方を受け入れるグループホームの整備、若しくは相談支援事業所の整備、また医療的ケア児の医療的な短期入所、強度行動障害者を受け入れる施設の整備、改修等を図るために国の補助金を活用しており、対象経費のうち国が2分の1、市町村が4分の1の整備費用の補助をしている。今までの話はソフト面が中心だと思うが、ハード面のこうした整備もある。事業拡大を検討している事業所は、こういった制度を活用することもご検討いただければと思う。

議長

新たに事業を行おうとする方は、甲府市に相談に行ってください、少しでも住民の方たちが利用できるものが増えていくといいと思う。

(3) 甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

事務局

前回の会議で質問があった事項を踏まえて、中間報告をさせていただきたいと思う。らいぶでは、障がい児・者の重度化や「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていける、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するということで、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を持っている。この5つの機能はそれぞれ単独で実施をするのではなく、相互に連動をしている。個別支援が一番の基本となり、例えば登録者ごとに適切なモニタリング頻度を設定してスケジューリングをし、相談支援専門員と連携して実施することについて、緊急時の受入れ・対応と体験の機会・場の提供の事業内容である介護者不在時の緊急事態発生時や親元からの自立などに対して、どのような場面や時期に行っていったらいいかということ、具体的な個別相談の中で、機会を把握していく。そのうえで、緊急事態が生じないようにするために、利用者や保護者の生活の状況などを常に把握しながら、緊急時の予測をし、あるいは体験の機会の場を積み上げていくという、そういった生活アセスメントの場を提案していく方法でそれぞれ行っている。

具体的な進捗の状況について、月に平均12件ぐらい、利用者のモニタリングに同席をしており、1年を通して必ず利用者の状況把握や緊急時あるいは体験の機会の場の提供タ

イミグなどを把握し、状況の変化を常にアップデートしていく。

前回の会議の際に、質問があった件について回答をさせていただく。一点目に緊急時の受け入れ、緊急時の対応が少ないのではないのかということについて、これに関しては、普段の把握を通して、緊急事態が起こる前に対策を立てて行動する。緊急時支援シートというのを登録された方には作成をしているが、これを保護者、利用者、関係機関と共有し、利用者の生活を安定した形で継続できるように取り組んでいる。緊急時の件数が少なかったということに関しては、もともと市から委託を受ける際にも、緊急の件数が多いということがいいわけではないと話があったので、良い結果ではないかと捉えている。また支援調整会議という、生活アセスメントの会議を開いた件数が、前年度は1件、今年度は、実人数が4人、本入居が2人で、会議で取り上げる人数が多くないのは短期入所での生活アセスメントの方法について、相談支援専門員や保護者の周知が足りていないと思っているので、こういったものの数が増えていくように取り組んでいきたい。

二点目にらいぶの登録者の中に、知的障害者が多く、なかでもA-2bの手帳を持っている方が多いが、その背景を教えてもらいたいということについては、A-2bの方が確かに多く、次いでA-2aの方が多いが、これは将来に向けて20代、30代のうちから短期入所やグループホームを利用しながら、自分のお子さんの居場所をどうしたらいいかということ意識している保護者の方が多いためだと考えている。それに対して、グループホームや施設の受け入れがどうかということだが、強度行動障害の方の受入先は確かに少ない状況。令和6年度の報酬改定でも、強度行動障害の方々への整備ということが強調されているが、それでも受け入れ可能な事業所というのは、少ない状況にある。こういった状況から、将来的な受け皿を広げていくためには、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという視点から、らいぶが行えることとして市内のグループホームを対象とした取り組みと考え、今年度、研修会の実施や、グループホームの管理者、サービス管理責任者を対象にした意見交換会を実施している。いずれはグループホーム自体が、自主的な連携を取っていただけるようにと思うが、まだ個々に活動しているという状況なので、意見交換会や研修会の場を通じて、グループホームの職員の皆さんが、顔の見える関係になっていくことを目的に行っている。

9月6日に地域の体制づくりということで、意見交換会を実施し、19事業所23名が出席してくれた。会議の中では、令和6年度の報酬改定の中で、地域連携推進会議の取り組みについて話し合いをしていただいた。報酬改定をきっかけに、グループホームが地域と連携していく意識を持ってもらうことは大事なことだと思う。この意見交換会の中でも、自分たちが今後どのように地域と連携していったらいいかという意識を持ってもらう点で、効果があったと感じている。

専門的人材の確保・養成の機能に関して、市内のグループホームの研修会を11月29日に予定をしている。医療編、実践編をそれぞれの講師の方に話をいただき、医療編については、グループホームの職員だけでなく、対象者を拡大して募集案内をしていると

ころである。強度行動障害の研修会は県でも何度か実施はされているが、これに出席をされているグループホームの職員の方々はまだ少ない状況なので、これがきっかけとなるようなそういった意味合いで、市内のグループホームの研修会を企画している。らいぶの報告としては以上です。

議長

前回の会議の際に、りんくやらいぶの対し、計画書を作成するよう依頼していたが、今回、これが作成されたので、とてもわかりやすくなったと思う。これに沿って、年度末にまた報告をお願いします。

（４）令和６年度上半期虐待対応について

事務局

この虐待に関して、今年度から自立支援協議会が新たな運営体制になったこと、国の自立支援協議会の運営の手引きの中にも、虐待のことについて、触れていくことが示されているので、今回報告という形をさせていただく。

令和５年度の虐待の通報件数は１７件だった。そのうち虐待として判断したものは２件になっている。この２件は施設職員からの虐待で、身体的虐待が１件と心理的虐待が１件である。他は、通報はあったが虐待とは判断しない状況であった。通報の内容について、養護者による虐待が最も多く、次いで福祉施設職員等からの虐待が多い。類型で見ると、身体的虐待として通報してきたものが７件、心理的虐待が１１件、ネグレクトが３件、経済的虐待が４件、性的虐待はなく、類型は重複している事例もある。

今年度、１０月末までの通報の数は１５件と昨年度に迫る勢いである。このうち虐待と判定しているものは３件になる。この３件は養護者からの虐待ということで、心理的虐待とネグレクト虐待になっている。昨年度のこの時期の通報は６件だったが、年末にかけて虐待の通報が増える傾向があり、今年は昨年に迫る勢いの数の通報件数になっている。通報が増えている要因について、通報義務が位置付けられているので、これが浸透してきているのではないかと思う。

通報があった場合の市の対応について、国から示されているフロー図に基づいて対応している。緊急性があるかないかの判断をするなかで、訪問調査や関係機関からの聞き取りなど客観的事実の確認などにより虐待の判断を行っている。フロー図には、成年後見制度利用開始の審判請求、養護者への支援、障害者への支援、障害者の保護が記載されているが、虐待の判断がなくても、養護者へ障がい者の支援は引き続きやっていくというところを、支援者の方々と理解しながら進めている。障がい福祉課としては、サービスを利用している方で、物理的に離すことが必要なときには、障がいのサービスを速やかに利用できるように支給決定をする、サービス内容の変更手続きを速やかに行うことをしていることと、計画相談への後方支援やりんくとの連携を行う中で、短期入所の利用や日中のサービ

スの利用を増やすといった支援が主になってきている。サービス利用に関しては、支給決定をしている場合は速やかに行動できる場所はあるが、先ほど話があったように短期入所は予約をして利用できる場所が多いが、緊急時に、計画相談員や、入所の事業所などで、柔軟に対応していただくことが必要になってくるので、そういった事例があるときには、ぜひ皆さんにはご協力をいただきたいと思います。

議長

県全体でも虐待の件数は増えているところであり、市としてもしっかりとやっていただけるということなので、皆さんのご協力もお願いしたい。

(5) 障害者差別解消法の取り組みについて

事務局

現在、甲府市が行っている障害者差別解消法の取り組みについて報告をさせていただく。本年4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化された。前回会議の際に、委員から合理的配慮に関する甲府市の取り組みについて、ご意見をいただいたところだが、甲府市においては、ホームページへ啓発のためのチラシ掲載などの周知を行っており、更なる対応として、甲府商工会議所などのご協力をいただく中で、事業者への周知が行えるよう検討している。また、庁内への周知についても、障がい福祉課職員のみならず、全職員を対象とした研修開催を今後予定している。

以上の点を委員の皆様には、ご承知おきをいただきたく、今回ご報告をさせていただいた。

議長

障害者差別解消法の改正によって、ほとんどのところが対象になり、私たち自身も気をつけながらというところがあるが、企業や様々なところが関わるようになっているので、ぜひ皆さんからもお知らせするところがあれば、話をさせていただければと思う。

(6) その他

①甲府市地域自立支援協議会の会議録について

事務局

自立支援協議会の会議録について、委員の皆様にご承諾をいただきたく提案をさせていただく。以前の会議において、委員から障害福祉に従事の方が自立支援協議会について、実態や協議内容を知らないという意見があった。会議録をホームページに掲載することで、協議内容について甲府市としてはお知らせしているところだが、より丁寧な対応として、市内事業所に向けて、自立支援協議会の会議録をメールで送付し、協議会の内容について、把握していただけるよう取り組んでいきたいと考えている。協議会の会議録なの

で、まず委員の皆様の賛同をいただく中で、この対応をしていくことになる。そのため、今回委員の皆様の意見を伺いたく、事務局の方から提案をさせていただく。

議長

これについて、異議がある方はいるか。

オブザーバー

会議録について、各委員の個人名はあげるのか。

事務局

あくまでも要旨という形で、各事業所にはメール配信できればと思っている。

オブザーバー

まとめた形にすること、また配信する前に、内容はこれでいいのかを確認してもらえればと思う。

議長

基本、組織で行われている会議録は個別の名前は出しておらず、この課題について、こういう意見があったというのを箇条書きぐらいでもいいのではないかと考えているので、皆さんの負担にならないよう考えていただければと思う。

福祉事業所は、ホームページを見ることは中々ないので、メールで配信していただけると周知ができると思う。

②県と地域の合同自立支援協議会の開催について

事務局

お手元に令和6年度県と地域の合同自立支援協議会の開催についての通知をお配りしている。概略だが、今回の県と地域の合同自立支援協議会の開催のテーマは、自立支援協議会における災害への備えになっている。甲府市から参加いただく委員については、行政、相談支援専門員、事業所、当事者の4グループと県から指示されているが、事前に会長の承諾を取らせていただき、行政については障がい福祉課職員と防災担当職員が参加。相談支援専門員からは坂本委員、事業所から中村委員、当事者については横田委員に参加をしていただくことで既に県には報告をしている。

以上の点を、委員の皆様にはご承知いただければと思う。

議長

今日も話題が出たが、防災というところでは県の方も考えて、合同でしっかりと個別支

援計画を立てていかなければならない。残念ながら山梨県では計画は進んでいないので、それを意識していただくために企画されたものだと思う。甲府市の委員からも、何名か参加するので、また皆さんに情報共有ができればと思う。

③成年後見事例集の配布について

委員

甲府市社会福祉協議会では、甲府市からの委託事業で成年後見制度法人後見支援事業という障がいをお持ちの方に関する事業を実施している。具体的に申し上げますと、成年後見制度を通じて、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業になる。その中に課題や情報の共有、事例検討などを行う場として、市内で法人後見業務を行う団体等で構成した、法人後見ネットワーク会議という会議を設置している。本日、お手元に配布させていただいた事例集については、法人後見ネットワーク会議で昨年度作成したものになる。こちらの事例集は障害福祉サービスを行う事業所の相談員、病院のワーカー、相談支援事業所の相談員などをはじめ、現場で活動する方々に向けて作成したものであり、成年後見制度を利用することになった経緯や、経過とその後というような形でまとめた事例集になっている。なお今年度についてはボリュームⅡということで、障がいのある方とその家族向けに、例えば成年後見制度を使ってこんなことができたというような内容で、現在作成を進めているところである。こちらの事例集ボリュームⅠをご活用いただければと思う。

④その他

委員

おやラボ冬フェスというチラシをご覧いただきたい。こちらは案になっているが、先ほどから話が出ている障がい児者の保護者たちの連合体であるおやラボが、今回、個別避難計画について考えようということで、令和7年1月20日に県立図書館イベントホールを借りて行う。甲府市の防災担当の方にもお越しいただきながら、避難所や平素の備えの話、要支援者台帳と個別避難計画の取り扱いやどう準備していくかといった具体的な話をさせていただく。保護者に限らず、相談支援専門員や事業所の方にも参加していただきながら、皆で個別避難計画について考える機会を持ちたいとのこと。可能であれば甲府市地域自立支援協議会にもご協力をいただき、興味関心のある方に声をかけていただきたい。またこの個別避難計画を実際に作成した保護者の方も参加し、体験談を話していただく。実際に相談員として関わった方たちのご苦労などもお話しいただければということなので、甲府市地域自立支援協議会にもご協力をお願いできないかというところで発議させていただいた。

議長

これに反対の方は特にいないと思うので、甲府市地域自立支援協議会もおやラボの

企画に協力をさせていただく。

オブザーバー

県の虐待防止研修で、障害福祉サービスを提供している職員、学校、保育所、病院なども対象になるが、12月17日、18日に両日とも同じ内容で実施する。市町村の方は12月17日に対象となる研修があるので、ぜひ参加をしてもらえればと思う。市町村の認定もそうだが、やはり初動体制でどう対応していくかがポイントとなるので、ぜひよろしくお願いしたい。

司会

以上をもって第40回甲府市地域自立支援協議会を終了する。